

町の施設を管理する

指定管理者が決定しました



本年4月から、町の介護保険施設・公園施設・社会体育等施設を管理する指定管理者が決まりましたのでお知らせします。

これまでの経過

平成15年6月に地方自治法が改正され、民間事業者等でも町有施設の管理運営ができる指定管理者制度が創設されました。町では民間事業者の発想力や指導力等を積極的に活用し住民サービスの向上や管理経費の節減、新たな雇用創出を図るため、導入に向けて準備を進めてきました。

昨年10月に公募施設の募集を告示、11月に応募のあった1団体と公募によらない施設の候補予定団体の申請書類を和寒町指定管理者選定委員会（委員長：副町長）で審査し候補者を選定、12月19日開催の第4回町議会定例会で各施設の指定管理者の議案が審議され可決されました。

選定方法

指定管理者選定委員会では、申請された事業計画書・収支計画書をもとに選定基準に照らし、公平かつ適正に審査を行いました。

【選定基準】

施設の運営が町民の平等な利用を確保しサービスの向上が図られるもの

施設の効用を最大限に発揮するもの

施設の適切な管理と管理経費の縮減が図られるもの

施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模や能力を有し、又は確保できる見込みがある施設の管理業務が地域振興となる姿勢が見られる

協定の締結

町と町教育委員会は3月までに指定管理者と業務の詳細について協定を締結し、指定管理者は新年度から下記施設の管理運営を行うこととなります。

施設名	指定管理者名	指定期間
特別養護老人ホーム芳生苑 短期入所サービスセンター芳生苑 老人デイサービスセンター健楽苑	和寒町社会福祉協議会	4月1日から5年間
三笠山自然公園・東山スキー場	道北環境整備建設業協同組合	4月1日から3年間
総合体育館・農村環境改善センター 総合運動公園屋外体育施設【運動広場・テニスコート・町営球場・パークゴルフ場（運動広場・三笠山自然公園コース）】青少年会館・ゲートボール場 B&G海洋センター・研修館楡・片栗庵	和寒町体育協会	4月1日から3年間

第4期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査にご協力を！

平成21年度から平成23年度の介護保険料を定める第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に向け、介護サービスの利用実態や今後の利用意向、介護保険制度に対するご意見などを把握するため、アンケート調査を実施しますのでご協力をお願いします。

調査名	対象者	調査方法
要介護認定者意識調査	要支援・要介護認定を受けている在宅者	担当のケアマネージャーが自宅に訪問し、本人や家族から聞き取り調査を行います。
高齢者意識実態調査	上記以外の65歳以上の1号被保険者	自宅へ調査票を郵送しますので、ご記入の上、平成20年2月未まで回答願います。返信は同封の封筒で返送するか、役場出納、病院受付、保健福祉センターに備え付けた回収BOXに投函願います。



詳細については、保険福祉課介護保険係（電話32-2000）までお問合せ願います。

第1号被保険者介護保険料（普通徴収）の第4期分納期限は2月29日（金）までです。
忘れず納めましょう。